

# 研究開発費税制の概要と税制改正

上原会計事務所

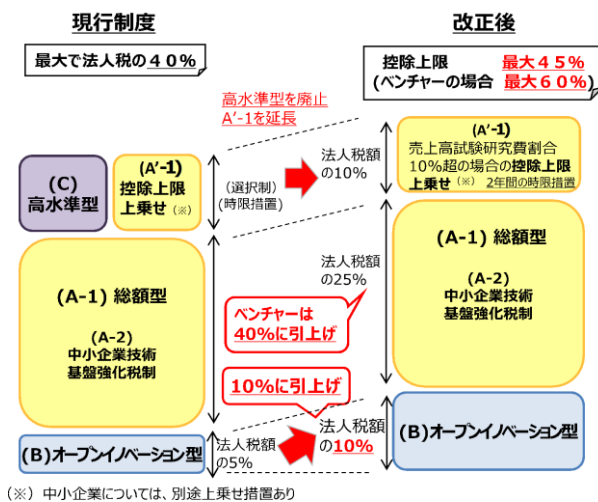
松本市島立 1095 番地 1 デザインセンタービル 2F

Tel 0263-88-2514 Fax 0263-88-2516

平成 30 年 12 月 21 日に閣議決定された平成 31 年度税制改正大綱では、イノベーション創出に繋がる研究開発投資を促すため、研究開発税制が拡充される予定です。研究開発税制とは、会社が支出した製品の製造・技術の改良・考案やサービス開発に係る試験研究費について税額控除が受けられる制度で、「総額型」と「オープンイノベーション型」の 2 つから成ります。中小企業者にはより大きな税額控除を受けられる制度となっており、この機会に改正後の制度の概要を確認していきましょう。

## 【減額される税金】

### 【控除税額の上限に係る改正概要】



(上下図は経済産業省 HP より抜粋)

	現行制度	改正案
共同試験研究	対象となる相手先 <控除率>	対象となる相手先 <控除率>
	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	30%	30%
委託試験研究	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	中小企業者	研究開発型ベンチャー
	20%	25%
知的財産権の使用料	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	中小企業者	研究開発型ベンチャー
	20%	25%
共同試験研究	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	その他の者 (民間企業、民間研究所、公設試験研究所等)	その他の者 (民間企業等)
	20%	20%
委託試験研究	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	中小企業者	研究開発型ベンチャー
	20%	25%
知的財産権の使用料	特別研究機関等	特別研究機関等
	大学等	大学等
	中小企業者	研究開発型ベンチャー
	20%	25%

1 総額型(中小企業者等の場合)  
 青色申告書を提出する中小企業者等の場合、税額控除率が企業よりも有利に設定されています。

- ① 増減試験研究費割合が 8% 超の場合 試験研究費の 17%(時限措置終了後は 12%)が上限
  - ② 増減試験研究費割合が 8% 以下の場合 試験研究費の 12%
- ※控除額の上限額は法人税額の 25% ですが、増減試験研究費割合が 8% 超の場合は最大 35%(時限措置)です。  
 ※時限措置は平成 32 年度末まで

2 オープンイノベーション型  
 オープンイノベーション型の特別試験研究費(国の試験研究機関等との共同研究などに要した費用)は、総額型とは別に税額控除制度が設けられています。

- (主な改正点)
- ① 控除上限が法人税額の 5% から 10% に拡大されました。
  - ② 支援対象の研究開発の範囲が拡大されました。

研究開発費税制の適用には、実務上は様々な要件が絡み、計算は非常に複雑になります。製造業に限らずあらゆる業種が制度の対象になりますので、活用を検討される場合には是非弊社にご相談していただき、早期に準備を進めていきましょう。